

3

教育資金贈与信託 を利用する場合の 注意点

後 宏治（うしろこうじ）

税理士法人UAP・税理士・公認会計士。1989年早稲田大学政治経済学部卒業。1992年公認会計士登録。1995年税理士登録。2005年筑波大学大学院博士前期課程ビジネス科学研究科企業法学専攻修了。2006年税理士法人UAPを設立しパートナー就任。【主要著書】『守りから攻めへの相続対策実務Q&A』『中小企業のための会社分割の実務と手続き一切』などの他、執筆論文に第29回日税研究賞入選論文「相続税法における種類株式の評価」等多数。

■ はじめに

高齢化社会において事業や資産の次世代への承継に信託の活用が注目されている。信託により対応できるニーズの一つに、祖父母から孫への教育資金の援助がある。「子孫にお金を直接残すよりも、教育への投資を援助し、学問や技術を身につけさせるのが最高の承継だ」と考える人も多く、資金的に余裕のある高齢者には、孫などへ教育資金を援助したいというニーズは従前から強かった。

しかし、今まで扶養義務者間であっても、教育費について、必要な都度、必要な額のみを援助しないと、贈与税が非課税とはならなかった（相法21の3①二）。すなわち、祖父母が孫の教育資金を学校等に直接払い込むのは今まででも贈与税は非課税であったが、数年分をまとめて孫に渡す場合には贈与税が課税されていた。

ところが、平成25年度の税制改正で、1,500万円まで数年分の教育資金の一括贈与が無税で認められることになった（教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置）。

この新税制は、高齢者の資産を若年層に移転させるとともに、教育・人材育成をサポートする観点から、「払出しを教育資金に限定した信託スキームを使って孫等へ贈与を行った場合について、贈与税の課税を繰り延べる」措置を講じるべき、とする信託協会の改正要望⁽¹⁾を受けて導入されたものである。

新税制の適用時期は、平成25年4月1日以降の拠出からであるが、平成25年5月現在、信託銀行等4行⁽²⁾が、対応する信託商品を開発して販売しており、今後も銀行や証券会社から新しい商品が販売される見通しである。

新聞報道によると、教育贈与資金信託の4月実績は、大手4行の契約件数4,000件、受託残高250億円と上々の滑り出し⁽³⁾とのことであり、世間の関心の高さが伺える。

そこで、教育資金贈与信託につき、本稿では、信託の仕組みと課税関係、および、利用する場合の注意点を解説し、プランニングにおける検討項目につき触れる。

I 教育資金贈与信託の意義と課税関係

1 意義

教育資金贈与信託とは、平成25年度税制改正において創設された「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」に基づき、新たに開発された信託で、孫等（=受益者）の教育資金として祖父母等（=委託者）が信託銀行等（=受託者）に金銭等を信託した場合に、1,500万円（学校等以外の教育資金の支払いに充てられる場合には500万円）を限度として贈与税が非課税になる信託である。

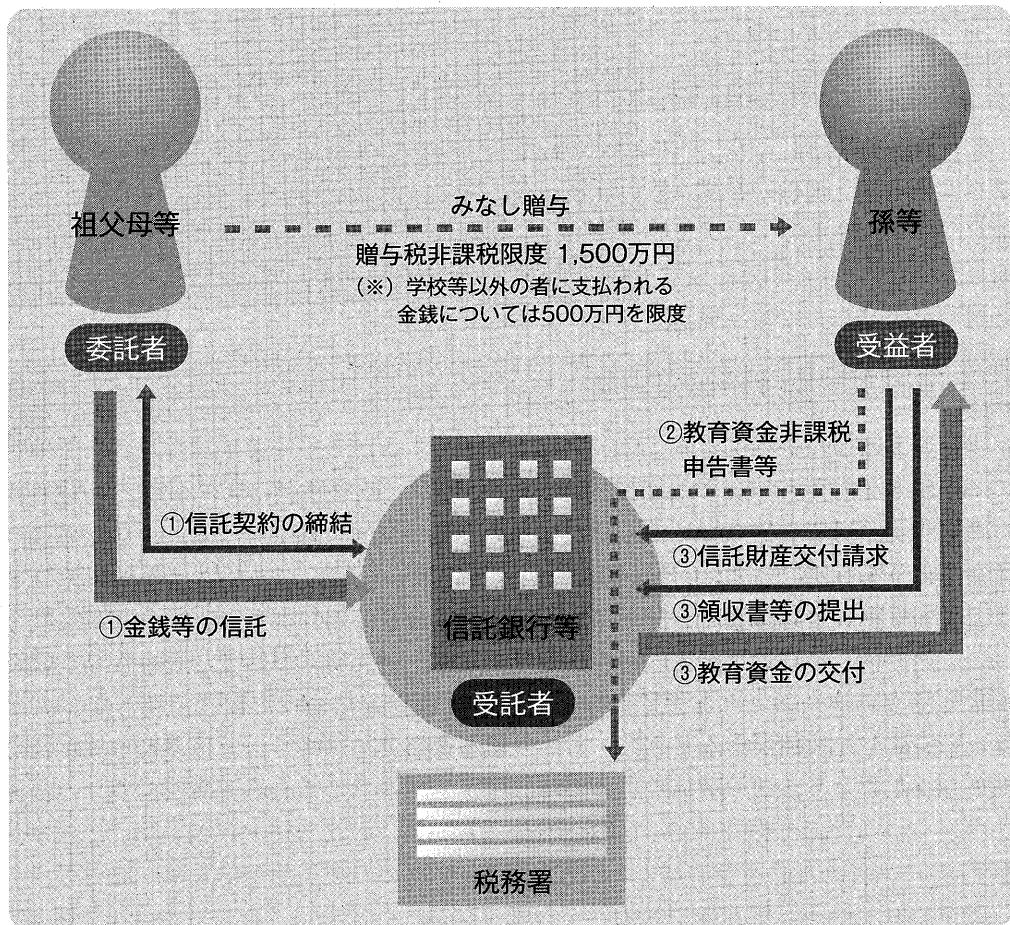
2 教育資金贈与特例の概要

教育資金贈与の非課税措置とは、平成25年4月1日から平成27年12月31日までの間に、30歳未満の個人（以下、「受贈者」という）が、教育資金に充てるため、受贈者の直系尊属（祖父母等など）から信託受益権を付与された場合⁽⁴⁾には、これらの信託受益権のうち1,500万円までの金額に相当する部分の価額については、信託銀行等を経由して教育資金非課税申告書を提出することにより、贈与税が非課税となる制度をいい、その後、受贈者が30歳に達するなどにより、信託契約が終了した場合で、非課税贈与でもらった額（=非課税拠出額）から教育資金に使った額（=教育資金支出額）を控除した残額があるときは、その残額がその契約が終了した日の属する年に贈与があったこととされ、贈与税がその時に課税されるものである（措法70の2の2）。

3 信託の仕組み

教育資金贈与信託の仕組みは【図表1】のようになっている。

図表1 教育資金贈与信託のしくみ



(出所) 信託協会リーフレット「教育資金贈与信託」2頁

- ① 委託者（祖父母等）は、受託者（信託銀行等）と、租税特別措置法に規定された教育資金の管理のための要件を満たす信託契約を締結し、金銭等を信託する。
- ② 受益者（孫等⁽⁵⁾）は、信託がされる日までに、教育資金非課税申告書等を、受託者を経由して、税務署に提出する。
- ③ 教育資金が必要となった場合、受益者は、受託者に対して信託財産交付請求を行い、教育資金を払い出す。
- ④ 受益者は、払い出した金銭を教育資金に充当したことの証する書類（領収書等）を、受託者に提出する。

4 合同運用・指定の金銭信託（一般口）⁽⁶⁾

教育資金贈与信託の種類は何か、公表されている資料から代表的な商品を見てみると、この信託は、合同運用指定金銭信託のうち「金銭信託（一般口）」であるものが多いうようである⁽⁷⁾。

金銭信託とは、信託引受のときの財産が金銭又はこれと同視できる小切手等であるものをいう。合同運用とは、他の信託された金銭とあわせて運用される信託財産の管理方法をいい、指定運用とは、信託契約で、信託財産たる金銭の運用対象が、「貸付金、株式、公社債」等の財産の種類で定められたものをいう。

以上の整理から、合同運用指定金銭信託とは、同一約款に基づく多数の信託行為によって集められた信託財産を、1個の運用団にまとめて運用する金銭信託であり、この合同運用指定金銭信託の原型が、「金銭信託（一般口）」と理解されている。

教育資金贈与信託が「金銭信託（一般口）」であることによる特徴は次のとおりである。

① 教育資金払出特約（機能）付加

「金銭信託（一般口）」では、委託者の個別の希望に応ずることができるよう、約款に特約をつけることができる。そこで、この信託においては、孫等やその親からの求めに応じて教育資金を払い出す機能が付加されている。

② 元本補填特約

一般的な信託においては、受託者が運用に失敗して信託財産に損失が生じた場合でも、その損失を受託者が補填することはないが、信託兼営金融機関（信託銀行）に関しては、「金銭信託（一般口）」について元本の補填契約を結ぶことが認められており（兼営法6），現実の商品にも元本補填特約が付けられている。これにより、教育資金贈与信託に預けた資金は元本が全額保証されることになり、将来の教育資金の保全としては安心なものになっている。

③ 預金保険機構の保険対象

信託兼営金融機関（信託銀行）が兼営法6条の規定により元本補填契約をした金銭信託は、預金保険制度の対象となり（預金保険法2②四），受託者である信託銀行が破綻した場合でも、1,000万円までが保険により保護されることとされている。長期の教育資金の預け先としては、銀行預金と同様、一定金額までは安心である。

④ 他益信託

「金銭信託（一般口）」の受益者は、他の金銭信託と同様、委託者自身であることが一般的であるが、信託契約のときに、第三者を元本又は収益金の受益者とすることも可能とされている。すなわち、他益信託とすることが可能であり、祖父母等が委託者とし孫等を受益者とするこの制度に適合的である。

5 課税関係

教育資金贈与信託では、祖父母等が委託者、孫等が受益者になる他益信託として設定されるため、孫等は信託金額に応じてこの運用団の持分を有することになる。

信託設定時の原則的な他益信託の課税関係は、受益者である孫等が信託に関する権利を委託者である祖父母等から贈与により取得したものとみなされて、贈与税が課税される（みなし贈与課税・相法9の2①）。ただし、教育資金贈与の非課税措置により、教育資金非課税申告書を提出するなど一定の要件を満たせば、1,500万円までは贈与税の非課税となる（措法70の2の2）。

贈与者である祖父母等の死亡時の課税関係は、特はない。すなわち、祖父母等が死亡しても、信託契約は終了せず、引き続き、信託財産は受益者の教育資金として活用され、祖父母等の相続税の課税財産には含まれない。また、贈与直後に祖父母等が死亡した場合でも、相続開始前3年内の贈与の加算は行われない（相令40の4の3⑯）。

受贈者である孫等の死亡時の課税関係は、通常の相続税が相続人に課される。孫等の死亡により信託は終了し、残余財産が孫等の相続税の課税財産を構成することになるため、他の終了事由と異なり、残余について孫等に贈与税が課されることはない。

毎年の信託収益金については、銀行利子の受取りと同じ課税関係となる。すなわち、「金銭信託（一般口）」については、租税法上、発生時課税となる「受益者等課税信託」に該当せず、信託収益を現実に受領したときに受益者である孫等に課税する「集団投資信託」に該当する取扱いとなっており（所法13①但書、同③一）、かつ、その収益は利子所得とされ（所法23①）、所得税として15%の源泉分離課税（措法3①）と5%の地方税の特別徴収の分離課税が行われる（地法23①、71の5、71の6）。

II 信託利用上の注意点

教育資金の贈与税非課税措置の詳細については、平成25年3月30日に関係政令が公布されたほか、同年4月には、国税庁から「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税に関するQ&A」（以下、「国税庁Q&A」という）が公表され、さらに、文部科学省からは「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置について」（以下、「文科省Q&A」という）という質疑応答がwebに掲載されて、実務上の取扱いが明らかになっている。

以下では、これら質疑応答等によって明示された、いくつかの注意すべき重要な点について説明する。

1 教育資金における注意点

教育資金贈与信託では、信託された金銭を、信託銀行等が、孫等の名義で管理し、「教育資金」として使われていることを、領収書等により確認・記録し、保存することにより、贈与税の非課税措置を受ける。しかし、ある支払が教育資金にそもそも該当しないのであれば、その部分について非課税措置の適用は当然がない。よって、この特例を上手に受けるためには、教育資金とは何か、具体的にどういう支払が教育資金に当たるのか、について、事前に把握しておく必要がある。

(1) 教育資金の意義

教育資金とは、税法独自の概念で、(1)学校等に直接支払われる一定の金銭、および(2)学校等以外の者に直接支払われる一定の金銭、の二つである（措法70の2の2②一、措令40の4の3⑦⑧）。その具体的な個別内容は、下記の①～⑥のとおりである⁽⁸⁾。

(1) 学校等に対して直接支払われる次のような金銭

- ① 入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費又は入学（園）試験の検定料など
- ② 学用品費、修学旅行費、学校給食費など学校等における教育に伴って必要な費用など

(2) 学校等以外に対して直接支払われる次のような金銭で社会通念上相当と認められるもの

<イ 役務提供又は指導を行う者（学習塾や水泳教室など）に直接支払われるもの>

- ③ 教育（学習塾、そろばんなど）に関する役務の提供の対価や施設の使用料など
- ④ スポーツ（水泳、野球など）又は文化芸術に関する活動（ピアノ、絵画など）その他教養の向上のための活動（習字、茶道など）に係る指導への対価など

⑤ ③の役務提供又は④の指導で使用する物品の購入に要する金銭

<ロ イ以外（物品の販売店など）に支払われるもの>

- ⑥ ②に充てるための金銭であって、学校等が必要と認めたもの

これらのうち、①②の学校等に直接支払われる金銭には1,500万円の非課税枠、③～⑥の学校等以外に直接支払われる金銭には500万円の非課税枠が用意されている。

(2) 教育資金の範囲

教育資金の範囲で注意したいのが、②の学用品費、修学旅行費、学校給食費など学校等における教育に伴って必要な費用と、⑥の②に充てるための金銭であって学校等が必要と認めた費用の区別である。

学校等で必要な費用の支払先には、(ア)学校等に支払う場合（学校等が費用を徴収し業者に支払う場合も含む）と、(イ)業者等に支払う場合、の二つがある。

これらのうち、(ア)の学校等に支払ったことが領収書等で確認できる場合のみが、1,500万円までの贈与税の非課税の対象となる②の教育資金となる。

他方、孫等が業者等に直接費用を支払った(イ)の場合は、一定の条件の下、500万円までの非課税の対象となる場合があるにすぎない。すなわち、業者等に支払われる場合であっても、学校教育に必要な費用で、学生等の全部又は大部分が支払うべきものとその学校等が認めたものは、500万円までの非課税措置の対象になり、そうでなければ、非課税特例は受けられない。

学校等が必要全部性を認めたことをどのように信託銀行等に示せばよいかが問題となるが、この点については、業者からの領収書等に加え、学校等からの「一定の文書」を金融機関に提出すればよいことになっている（文科省Q&A・Q2-6、2-7）。

提出する「一定の文書」とは、「学校名、年月日、用途・費目が記載されている」、「年度や学期の始めに配付されるプリント」や、「学校便り」、「教科書購入票」であり、これを提出することにより、信託銀行等は、500万円の非課税措置を受けることができる教育資金への支払であることを確認・記録することができる（文科省Q&A・Q3-1）。

2 信託契約締結時の注意点

信託契約時において、信託財産は金銭のみであること、信託設定期間は平成25年4月1日からの3年間であること、信託契約は一受益者につき一つに限られており複数の契約はできないこと、などが留意点であるが、その他にも下記のこととに注意する必要がある。

(1) 委託者の範囲

信託契約を締結する委託者は、受益者の祖父母等、父母等の直系尊属に限られる（措法70の2の2①、国税庁Q&A・Q2-2）。したがって、祖父母からだけでなく、曾祖父母、父母による信託設定が非課税措置の対象となる。非課税措置対象となる委託者には、受益者の養父母は含まれるもの、配偶者の直系尊属は含まれず（養子縁組のある場合を除く）、また、叔父・叔母や兄弟による信託設定は措置の対象外である（文科省Q&A・Q2-2）。

(2) 非課税限度額の判定単位

非課税限度額は受贈者1人につき1,500万円とされている（措法70の2の2①）ので、ある孫が、祖父及び祖母から1,500万円ずつ合計3,000万円を受け取っても、非課税となるのは1,500万円までである（国税庁Q&A・Q2-3）。

(3) 追加信託の取扱い

非課税限度額の1,500万円は累積額であり、祖父母等の委託者はその額に達するまで、何回でも追加信託することができる（措法70の2の2④）。たとえば、最初に1,000万円、追加で700万の贈与を祖父から受けた場合、残額の500万円までは非課税措置の適用を受けることができる。この場合、「追加教育資金非課税申告書」を信託銀行経由で、追加信託がされる日までに、所轄税務署長に提出しなければならない（国税庁Q&A・Q2-4）。なお、超える部分の200万円については、その年の贈与税の申告が必要となる。

(4) 終了後再信託の取扱い

非課税枠の1,500万円は、複数回の信託契約のそれぞれの累積額で判定するため、いったん信託契約が終了した後に新たに信託契約を締結しても、その額に達するまでは非課税となる（措法70の2の2①④⑤）。たとえば、最初の信託契約で1,000万円が委託され、受益者がその金額を使い切ったためにその契約が終了した後に、700万円が2回目の信託契約として贈与された場合には、残額の500万円が非課税となる。この場合、「教育資金非課税申告書」を信託銀行経由で、次の信託がされる日までに、所轄税務署長に提出する必要がある（国税庁Q&A・Q2-4）。なお、超える部分の200万円については、その年の贈与税の申告が必要となる。

3 出金時の注意点

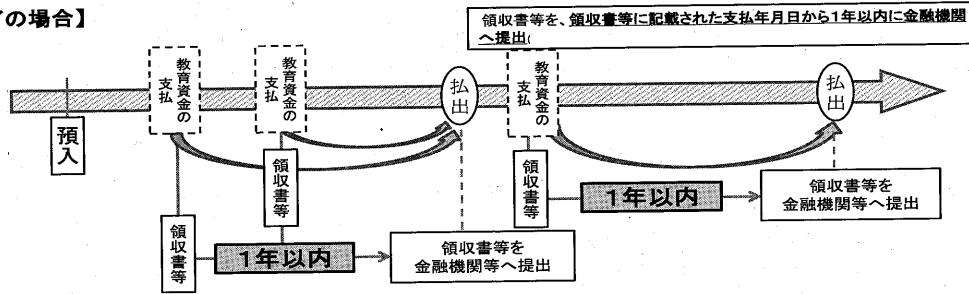
(1) 領収書等の提出方法の選択（国税庁Q&A・Q3-1）

教育資金を実際に支払ったときには、孫等は、教育資金の支払に充てたことを証明する書類（領収書等）を信託銀行に提出し、その金額の払出しを請求することができる。

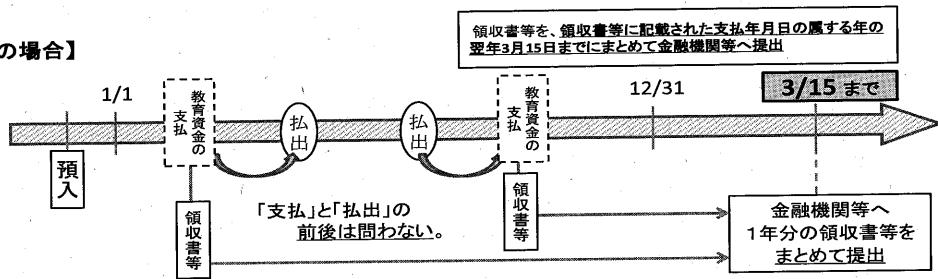
払出しには、領収書等の提出時期の違いより、次の二つの方法がある（【図表2】参照）。いずれの方法によるかは信託契約時に選択により決めなければならず、いったん選択をした後は、その後においてその変更はできることになっている。

なお、この選択により、信託終了時の贈与税課税リスクが異なるので、委託者である祖父母等は、契約時に慎重に検討すべきである。

【イの場合】



【ロの場合】



(出所) 国税庁Q & A 18頁

イ 後払方法

後払方法とは、教育資金を支払った後に、その実際に支払った金額を、信託銀行等から払い出す方法をいう。この方法のみを払出方法として選択した場合、領収書等に記載された支払年月日から1年を経過する日が領収書等の提出期限とされる。

この方法は、孫等がいったん自己資金で学校等に教育資金を先に支払い、領収書等を受け取った後、その領収書等を信託銀行等へ提出し、使途を明示して払出しを請求する方法である。

信託銀行等は教育資金として使われた事実を確認して、その金額を払い出すため、信託された金銭が、教育資金以外の使途のために払い出されることはない。また、非課税特例の適用対象となる教育資金に該当することを、信託銀行等は、通常、判定して払い出すだろうから、払い出された教育資金については全て非課税措置の適用が受けられることになる。したがって、孫等が30歳になり信託が終了するときまでに1,500万円の資金を使い切っていれば、孫等への贈与税課税リスクはほとんどない。

この方法は、教育資金のためだけに資金が払い出されるため、「受贈者（曾孫・孫・子等）の教育資金を管理する」という信託目的に忠実な方法であるといえる。

反面、孫等にとってみれば、自分のお金を先に支払うことが必要なため、資金繰りを悪化させ、かつ、機動性に欠ける方法である。

口 先払方法

イの後払方法以外の方法、すなわち、「必ずしも領収書と引換えに払出しを後から受けるわけではない方法」(以下、「先払方法」という)を教育資金の払出方法として選択した場合、領収書等に記載された支払年月日の属する年の翌年3月15日が領収書等の提出期限となる。

この方法は、信託銀行等から先に資金の払出しを受け、学校等への支払を済ませ、領収書等を受け取った後、その領収書等を信託銀行等へ後から提出することができる方法である。

この方法では、信託銀行等が、領収書等により使途を事前に確認することができない場合があるため、その場合には、「受贈者（曾孫・孫・子等）の教育資金を管理する」という信託目的から、払出し前に、使途を確認するため一定の手続が要求される。なぜなら、通常の銀行預金と異なり、信託口座には信託法の縛りがあるため、信託銀行等は、信託の受託者として、信託目的を全ての行動の指針にすべきところ、教育資金に資金が費消されることが確認できなければ、払出しを行うことはできないからである。

資金面からすると、孫等にとってみれば、自分のお金を先に支払う必要がないため、資金繰りが良好になり、かつ、機動的な方法であると評価できる。

では、先払方法の信託終了時の贈与税課税リスクはどうなっているであろうか。このリスクは、後払方法に比べて若干大きなものとなるであろう。

その理由は、孫等が先に払い出した資金を、遊興費などの教育資金以外の資金として使う可能性があるからである。最初から教育資金以外の費消を目的として払出しを請求する場合もあれば、教育資金の支払のために先払いを受けておきながら、資金繰りに窮してその資金を他の資金に流用してしまい補填できない場合なども考えられる。これらの場合には、翌年3月15日までに領収書等を信託銀行等に提出することができないため、結果として、30歳になって信託が終了したときに、教育資金以外への費消部分について、贈与税が課されることになる。

つまり、先払方式には、金融商品としては便利で融通の効くものであるというメリットがある反面、信託終了時の贈与税リスクもある程度大きくなる、というデメリットがある。

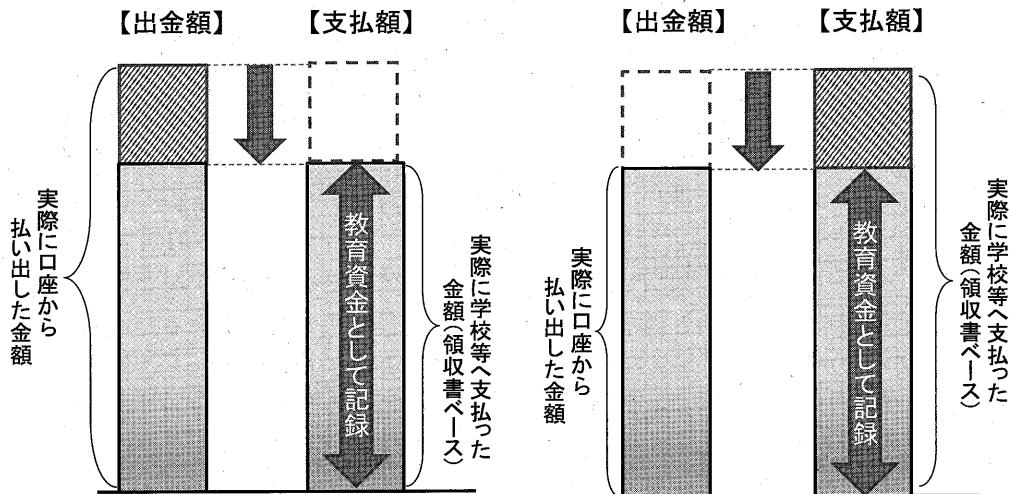
(2) 非課税対象外支払の可能性

先払方式では、払出しのあとに領収書が信託銀行等に提出されるため、結果として非課税措置の対象とならない教育資金への支出であることが事後的に判明する可能性も考えられる。そうすると、その年中に払い出した金銭の合計額が、領収書等で教育資金の支払に充てたことを確認できた金額の合計額を下回ることになる。この場合、教育資金支出額として記録する金額は、その払い出した金銭の合計額が限度となる（国税庁Q&A・Q4-3、【図表3】参照）ことに注意が必要である。その差額は未使用の残額となるため、30歳の信託終了時には贈与税が課されることになる。

図表3 教育資金として金融機関で記録される金額①

1. 出金額>支払額の場合

2. 出金額<支払額の場合



(出所) 国税庁Q & A 22頁

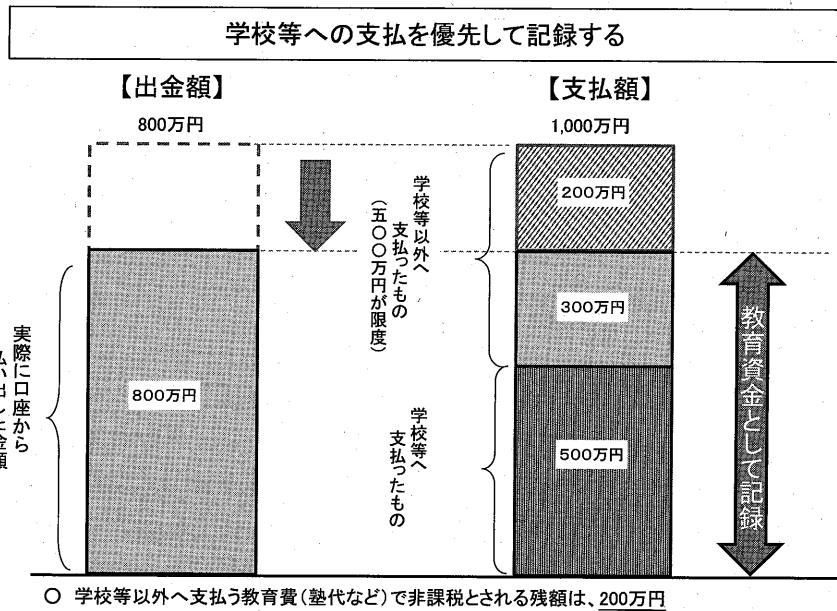
(3) 学校等支払と学校等以外支払の記録優先順位

さらに、先払方式では、実際に払い出された金額以上の合計額の領収書等が、翌年3月15日までに信託銀行等へ提出されることも予想される。すなわち、先行払出しを受けた資金と手持ちの自己資金等とを合わせて教育資金等を支払い、その領収書等をあわせて信託銀行等に提出する可能性がある。

この場合、信託銀行等が教育資金支出額として記録しようとする金額のうちに、「学校等に支払われる教育資金の額」と、「学校等以外に支払われる教育資金の額」の2つがあるときは、払出した金額がどの支払に充てられたか不明であるため、どちらの額から優先的に記録するかが問題となる。

このときは、納税者有利に考えて、学校等に支払われる教育資金の額（1,500万円非課税対象額）から優先して教育資金支出額として記録することとされている。なお、その年中に払い出した金額の合計額に満たない金額があるときは、学校等以外に支払われる教育資金の額（500万円非課税対象額）のうちその満たない金額が教育資金支出額として記録される取扱いになっているので注意が必要である（国税庁Q & A・Q 4-3注2, 【図表4】参照）。

図表4 教育資金として金融機関で記録される金額②



(出所) 国税庁Q & A 22頁

4 信託終了時点の注意点

(1) 信託終了事由と課税関係

教育資金贈与信託は、次に掲げる場合に応じ、次に定める日のいずれか早い日に終了する（国税庁Q & A・Q 4-1）。

- イ 受贈者が30歳に達した場合は、受贈者が30歳に達した日
- ロ 受贈者が死亡した場合は、その受贈者が死亡した日
- ハ 信託財産の価額が零となった場合において受贈者と信託銀行等との間で契約を終了させる合意があった場合は、その契約が合意に基づき終了する日

教育資金として使われなかった信託財産は、イ又はハの場合、信託が終了した日に贈与があったものとして、受益者に贈与税が課税される。ロの受贈者が死亡した場合には、信託財産は受益者の相続人に相続されて相続税の課税対象となるため、贈与税は課税されない。

(2) 贈与税の課税価格

上記(1)イ又はハの事由に該当したことにより、信託契約が終了した場合に、教育資金として使われなかった信託財産の残りは、その終了した年の贈与税の課税価格に算入される。その金額は下記の算式により計算することになっている（措法70の2の2）。

贈与税の課税価格 = 非課税拠出額 - 教育資金支出額

ここで、「非課税拠出額」とは、教育資金非課税申告書にこの制度の適用を受けるものとして記載された金額（1,500万円を限度とするが、そのうち学校等以外に支払う金銭については500万円が限度とされる）をいい、「教育資金支出額」とは、信託銀行等において、教育資金として支払われた事実が領収書等により確認され、かつ、記録された金額を合計した金額をいう（国税庁Q&A・Q4-3）。

III 会計事務所の対応

以上の説明からわかるように、この制度は、贈与税の非課税措置でありながら、信託銀行等の内部で一切の手続が完結し、会計事務所の関与は、孫等が30歳になって、贈与税の申告をするまで全くない。したがって、本特例について、会計事務所が直接業務として関与することは少ないとと思われる。

しかし、資産税顧客の場合、長期間にわたりその一族へ関わることが多いので、申告等は遠い先の話だからといって軽視することなく、本稿で述べたような注意点などを説明し、後日の思わぬ不利益等を被ることがないよう、アドバイスすることが必要である。

さらに、教育資金贈与を有効に活用するための事前検討事項として、相続税節税効果の見極め、一般贈与との有利な組み合わせ、贈与金額の決め方、争族防止のための配慮、運用報酬など長期間のコストの比較などがあり、これらの点についてのコンサルティングを顧客から期待されることも多くなるであろう。

つまり、直接的な関与はしばらくないとしても、間接的な関与は求められるであろうから、この制度についての十分な理解と説明のための準備が必要であると考える。

(注)

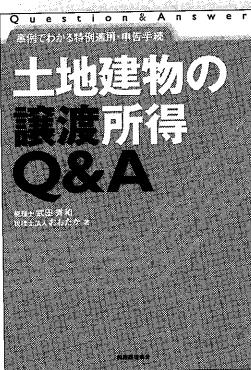
- (1) 信託協会「平成25年度税制改正に関する要望」1頁
- (2) 筆者が開示情報やHP等で確認したところ、三井住友信託銀行、三菱UFJ信託銀行、みずほ信託銀行、りそな銀行の4行で対応商品が販売されていることがわかった。
- (3) 日本経済新聞電子版2013年5月3日記事。
http://www.nikkei.com/article/DGXNASGC02013_S3A500C1EE8000/
- (4) 非課税となる贈与の方法は、信託会社への信託のほか、銀行等への預貯金の預入と証券会社等での有価証券の購入の2つがあるが、本稿では信託以外の方法について説明を省略している。
- (5) 受益者が未成年である場合、親権者が税務署に提出することになる。
- (6) この節の記述の多くは、三菱UFJ信託銀行編著「信託の法務と実務〔5訂版〕」315（2008年、金融財政事情研究会）を参考にし、かつ、引用しているので、詳細については同

クライアントが求めるのは節税だけではない！――ズに合った相続なら「信託」―― 3

書の該当箇所を参照のこと。

- (7) 信託銀行・信託会社により、単独運用信託など様々な金銭信託として商品化されているものもあるので、商品の詳細は個々の販売者に確認する必要がある。
- (8) 文科省Q&A・1頁。なお、国税庁Q&A・Q1-3にも解説がある。

事例でわかる特例適用・申告手続シリーズ 税理士 武田秀和 著 税理士法人 おおたか 著

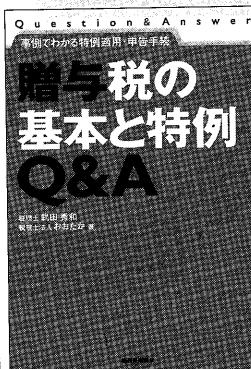


土地建物の譲渡所得Q&A

こんな場合には特例適用できない？!
認められなかつた事例を多数掲載。

- ◎国税局資産税部門30年の著者が工夫を凝らした一冊！
- ◎特例制度を条文順ではなく「目的別」に解説。使える特例がすぐ見つかる！
- ◎特例ごとに、実際に利用する際に必要な書類や手順のポイントを解説
- ◎意外と知らない、国税局作成の便利なチェックシートを多数紹介！

A5判 並製 256頁 定価3,045円(税込)



贈与税の基本と特例Q&A

否認事例をベースにした豊富な事例で
課税関係を具体的にイメージできる！

- ◎贈与税に沿って基本から特例適用までを解説
- ◎資産税大幅見直しの平成25年度税制改正に対応！
- ◎国税局資産税部門30年の著者が豊富な経験をもとに執筆
- ◎意外と知らない、国税局作成の便利なチェックシートを紹介

A5判 並製 244頁 定価2,835円(税込)

株式会社 税務経理協会

〒161-0033 東京都新宿区下落合2-5-13 TEL 03-3953-3325 FAX 03-3565-3391